

第 65 号議案

滋賀県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

滋賀県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 22 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、滋賀県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、省令第 3 条第 1 項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として医療、心理、福祉または法律に関する専門的な知識および経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

4 審査会の会議は、非公開で行うものとする。

(守秘義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、教育委員会事務局教職員課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県教育職員免許状再授与審査会規則案要綱

1 制定の理由

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」において、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し、教育職員免許状を再び授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定されました。

これを受け、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）」において定めのあるもののほかに、審査会の組織および運営に関し必要な事項を定めるため、滋賀県教育職員免許状再授与審査会規則を制定しようとするものです。

2 主な内容

- ・第2条（組織） 委員人数、委員構成
- ・第3条（会議） 招集権者、参考人の出席、利害関係人の排斥、会議非公開
- ・第4条（守秘義務）

3 公布および施行の日

令和6年4月1日

4 参考

省令において既に定められている内容、および滋賀県教育職員免許状再授与審査会規則（下表において「県規則」という。）において定める内容は、次のとおりです。

（１）組織に関すること

	内 容	省 令	県規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の人数	5人以内		○
委員の構成	・ 児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等） ・ その他教育委員会が適当と認める者		○
委員の義務	守秘義務		○

（２）運営に関すること

	内 容	省 令	県規則
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
参 考 人	委員以外の者への意見聴取可		○
利害関係者	議事と利害関係を有する委員は参加不可		○
議 決 方 法	・ 再授与「可」とする際：出席委員の全員一致 （一致しない場合は、出席委員の過半数の同意） ・ 上記以外の議事：出席委員の過半数の同意 （可否同数の場合は、会長が決定）	○	
会議の公開	非公開		○